

平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 6 号
至 陳情第 1 3 号

| 陳情 番号 | 件 名 | 付 託 委員会 | 審 査 結 果 | | | | 頁 |
|----------|--|------------|---------|-----|---|-----|----|
| | | | 日 | 委員会 | 日 | 本会議 | |
| 6 | 原発問題についての陳情 | | | | | | 1 |
| 7 | 原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律の改正 を求める意見書採択に関 する陳情 | | | | | | 5 |
| 8 | 造成された道路の有効活 用を阻害し過度の利益追 求を助長する恐れのある 開発行為についての陳情 | | | | | | 7 |
| 9 | 災害瓦れきの広域処理に 関する陳情 | | | | | | 9 |
| 10 | 災害瓦れきの受け入れに 伴い空間線量測定調査の 実施回数増加に関する陳 情 | | | | | | 12 |
| 11 | 災害瓦れきの受け入れに 伴うクリーンセンター多 摩川周辺土壌の放射能測 定調査に関する陳情 | | | | | | 13 |
| 12 | 災害瓦れきの受け入れに 伴うクリーンセンター多 摩川周辺大気中の放射能 測定調査に関する陳情 | | | | | | 14 |
| 13 | 災害瓦れきの受け入れに 伴う有害物質の調査に関 する陳情 | | | | | | 16 |

| | | | |
|--|-----------------------|-------|------------|
| 陳 情 番 号 | 6 | 受理年月日 | 平成24年6月11日 |
| 陳情人住所氏名 | 青梅市本町130-1 峯 島 一 善 | | |
| 件 名 | 原発問題についての陳情 | | |
| <p>〔陳情要旨〕</p> <p>1 脱原発都市を宣言してください。</p> <p>2 脱原発に資する取り組みを行ってください。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>全原発の稼働停止に伴い今夏の電力不足が懸念され、西日本を中心に節電要請や計画停電の準備が進められています。原発の安全神話が崩れ環境やコスト面での優位を失った今、電力不足は原発再稼働の唯一の根拠となっています。</p> <p>しかし本当に電力は不足しているのでしょうか。原発依存度が高く最も状況が厳しいとされる関西電力について、有識者は次のように指摘し電力不足は起こらないとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期休止中の火力発電所を整備していない。真夏まで間があり再稼働可能だ。 ・ ダムの揚水不足は夜間の余剰火力で補える。原発でくみ上げる必然性はない。 ・ 自家発電からの買い取りや他社融通の努力を怠っている。 <p>思い出してください。昨夏、東京電力は電力不足を予想しましたが、必死の復旧作業と企業や家庭での節電努力により、実際にはピーク時でも電力使用率は90%にとどまりました。</p> <p>電力会社のずさんな需給見込みとそれをうのみにした政府の強引な再稼働推進に対し、大阪市や東京都での住民投票の請求を初め、各地で再稼働の意思表示をする機会を求める動きが広がっています。</p> <p>原発問題が国の命運を左右する重大事となった今、国・電力会社・立地自治体任せにせず、主権者である私たちに政策決定権を取り戻し、みずから考え選択する必要性が増しています。</p> <p>では私たちは原発推進と脱原発、どちらを選択すべきなのでしょう。</p> <p>再稼働しなければ電気料金が値上がりし経済が成り立たないとの懸念があります。値上がりの原因は今まで料金に上乗せされてきた原発の建設費</p> | | | |

に火力発電の燃料費が加わったためであり、建設費の償還が終わるまでの一時的なものです。他国と比べ割高な燃料費の価格交渉や、高効率な設備への更新によって値上がり幅を緩和できます。

そもそも安全と経済を同じ土俵で論じること自体ナンセンスです。

福島第一原発の事故は私たちに放射能の恐ろしさを改めて認識させました。放射能は生命を奪い、暮らしを破壊し、汚染は広範囲かつ長期にわたります。「除染」は放射能を消すのではなく拡散させるだけです。

日本は地震の活動期に入ったとも言われ、第2の原発事故の危険性が高まっています。人口が密集する狭い国土に建ち並ぶ50基もの原発は、まるで時限爆弾のような存在です。日本のみならず人類全体に対する脅威となっています。

原発と核兵器の類似性を問う声があります。燃料のウラン、プルトニウムは核兵器の材料でもあり、炉内の核分裂反応は核爆発と原理は同じ、核のごみ＝放射能を生み出し、一たび事故が起こればそれが私たちに降り注ぐのです。

核兵器は爆発を伴う点が異なる、という指摘もあるでしょう。かつての東西冷戦から地域紛争へと安全保障上の脅威が変化し、ピンポイント攻撃や小型核並みに強力な通常兵器など軍事技術が進歩した現在、もはや核兵器に戦略的価値はなく、戦場での核使用など考えられません。むしろ、持たざる国が原発を隠れみのに核開発を行い、国威発揚や外交カードとして利用する例が後を絶ちません。

核軍縮の進展で核兵器は減り続ける一方、原発はふえ続けています。また原発は平時においても被曝労働や、原発利権を漁る「原子カムラ」補助金漬けの「地方押し付け」問題をはらんでいます。

府中市は平和都市を宣言しています。このような状況で核兵器のみを廃絶の対象としていたのでは宣言でうたう平和や安全を達成できないことは明らかです。私たちにはそれを達成し次世代に手渡す責任があります。私たちは脱原発を選択すべきです。そしてその意思表示として脱原発を都市宣言し、原発も廃絶の対象に加えるべきです。

それでは脱原発を実現するにはどのような取り組みが必要なのでしょう。

原発停止分の電力は現在、主に火力で賄われています。CO₂を排出せず半永久的な再生可能エネルギーの開発・普及に全力を注がなければなりません。再生エネルギーは天候に左右されやすいと言われますが、水力

(流水を利用した小水力発電を含む) や地熱、バイオマスは変動が少なく出力調整も容易です。

今年7月から再生エネルギーの固定価格買取制度が始まります。それに合わせて各地で再生エネルギー発電の事業化に向けた動きが活発化しています。また去る5月には経産省の専門委員会が家庭向けの電力小売りを全面自由化する方向で一致し、2014年度以降の実施が見込まれています。再生エネルギー普及への歩みは着実に進んでいます。

電力不足への対策として、地域に眠る再生エネルギーを活用して地域のエネルギー需要を賄う、エネルギーの地産地消が注目されています。従来の大規模発電所と長距離送電網による一極集中型の電力供給は災害に脆弱であることが明らかとなり、エネルギー源の多様化、分散化が望まれます。

これまでのようにエネルギーの大量生産、大量消費が難しくなった今、省エネ促進、低エネルギー社会への移行が求められています。地域のエネルギー供給力の範囲内で賢く使う、エネルギー消費スタイルの変革です。再生エネルギーといえども環境負荷がゼロではなく、むやみな発電所設置は控えるべきです。

これら再生可能エネルギーの普及、エネルギーの地産地消、低エネルギー社会への移行はエネルギー政策の大転換であり、その実現には国レベルでの対応が必要になってきます。

前述の電力買取制度、電力自由化に加え発送電分離、発電所の立地や建設に係る規制緩和、炭素税やCO₂排出取引制度の導入、スマートグリッド(次世代送電網)などがあります。こうした対応を国に働きかけるのはもちろんですが、国の動向にかかわらず自治体が独自にできる取り組みもあります。

- ・ 再生エネルギー由来の環境に優しいPPSの利用
- ・ 再生エネルギー発電の可能性調査と発電所の誘致
- ・ 発電所への公有地提供、補助金や減税などの助成
- ・ 自治体の発電電力を電力会社に安売りしない。
- ・ 節電、ピークシフトの推奨
- ・ クールビズ、クールシェア(公共施設や商業施設に集う)
- ・ 省エネ機器や環境に優しい自家発電に対する助成

府中市においても幾つかの取り組みは既に実施されていることと思いますが、原発のない社会の実現に向けてさらなる取り組みの拡大に努めてく

ださい。

この陳情審査をとおして、原発問題に対する府中市及び府中市民の姿勢を明らかにしてください。

| | |
|---------|--|
| 付託する委員会 | |
|---------|--|

| | | | |
|--|--|-------|------------|
| 陳 情 番 号 | 7 | 受理年月日 | 平成24年7月27日 |
| 陳情人住所氏名 | 府中市栄町3-17-1 府中市原爆被害者の会 府中きすげの会 会長 木村京子 | | |
| 件 名 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書採択に関する陳情 | | |
| <p>〔陳情要旨〕</p> <p>日本国民が安全に、安心して生きていけるために、貴議会が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「現行法」）を改正し、原爆被害に対して国が償いをすることを求める意見書を提出くださるよう陳情いたします。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たち原爆被爆者は、今日まで、みずからの命を削る思いで被爆体験を語り、再び被爆者をつくらないことを願って、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求めてきました。しかしこの願いは、いまだ実現していません。そればかりか、東京電力福島第一原子力発電所事故によって再び被爆者がつくられ、多くの命が危険にさらされています。</p> <p>広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され、傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴びました。多くの被爆者が無一物になり貧困のどん底に落とされました。そして、今日まで、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受けつづけています。</p> <p>しかし、「現行法」は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律にはなっていません。現行法の問題の第1は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定し、残留放射線、内部被曝を無視していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被爆者も救われません。</p> <p>その2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。</p> <p>その3は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶をうたうべきです。</p> <p>その4は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民</p> | | | |

は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆によって破壊された、いのち、からだ、こころ、くらしを償うこと、再び被爆者をつくらないあかしを明らかにすることです。

具体的には、

- 1 再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること
- 2 原爆死没者に償いをする事
 - (1) 原爆死没者に謝罪し、弔意を表すこと
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること
 - (3) 原爆死没者が生きていたあかしとして原爆死没者名を碑に刻むこと
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること
- 3 全ての被爆者に償いをする事
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過小に評価してきた事に謝罪すること
 - (2) 全ての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任で行うこと、です。

| | |
|---------|--|
| 付託する委員会 | |
|---------|--|

| | | | |
|---|--|-------|-----------|
| 陳 情 番 号 | 8 | 受理年月日 | 平成24年8月6日 |
| 陳情人住所氏名 | 府中市是政3-33-8 大久保 博 外1人 | | |
| 件 名 | 造成された道路の有効活用を阻害し過度の利益追求を助長する恐れのある開発行為についての陳情 | | |
| <p>開発行為は、言うまでもなく、本来、近隣住民に納得のいく説明をしたうえで市街地の造成を行い、良好な宅地を市民に提供し、あわせて近隣住民の有効を深める目的で行われるべきものと思われま。</p> <p>しかしながら、府中市是政3丁目33番地の14ほかの土地を対象に、既に本年年初には、当該開発行為において、本件造成地内に築造され府中市に寄与される予定の道路、すなわち、将来、市が管理運用し多くの市民の利用に供されるべき道路を利用して、本来の目的を逸脱し、過度とも思われる利益を得ようとする動きのあることは明白であると思われま。</p> <p>ここに現時点で判明している限りの経過を記します。</p> <p>1 本件造成地南側に延長約70メートルに及ぶ道路が築造されましたが、この道路は府中市の検査後、市に寄贈され、市によって管理運用されることとなっています。しかし、道路面から上に厚さ15センチメートル×高さ80センチメートルのブロック塀、その上にフェンスが設置され、この道路と南側隣接地との間の細長い土地（ブロック塀が設置されている約16センチメートル×70メートル）及びブロック塀等については、道路が市に寄贈された後も市に寄贈されず、業者名義のまま残されるとのことです。</p> <p>2 この、業者名義で残された細長い土地とフェンス等について、業者（誠賀建設株）の担当者は次のように述べています。</p> <p>① ずるい、意地悪、汚い等、色々言われるが、このような土地は、ほかに数十カ所ある。</p> <p>② 将来、何らかの形で当該道路を利用する場合には、「妨げとなる」このフェンスや土地を使用しなければならないこととなり、所有者である業者の承諾を得たり、この土地を購入する必要がある。この土地とフェンス等を残すのは、その時に、相当の利用料金や土地代金を得ることができるという将来の利益のためである。</p> <p>この言葉は、市に道路を寄贈し、その管理を市に委ねておきながら、市民が道路を利用しようとするときに過度の利益を得ようとする、明らかな意図を表しているものと考えられま。</p> | | | |

3 寄贈された道路は、市が市民の税金により維持管理するものであり、誰もが自由に利用できるはずです。

しかし、本件にあっては、このように意図的に保有された、市民生活にほとんど利用価値のない土地とフェンスのために、市民が当該道路の自由な利用を妨げられ、余分な負担を強いられることとなります。

また、現実問題として、フェンスは地域社会を南北に分裂し、地域住民の交流を阻害する要因にもなります。さらに大災害等が起きた場合の避難経路が制約されることも考えられ、市民生活の安全確保を図る意味からも放置できない問題と考えます。

以上の観点からご賢察いただき、府中市がこの道路の寄贈を受けるに当たっては、以下について慎重かつ適切にご判断をいただきたいと思ます。

私の素直な考えを以下に述べます。

1 本件開発行為は法律の範囲で行われているものとは思われますが、その要素の一部をなす道路築造に関連して、将来に禍根を残す、このような開発行為を許してよいのでしょうか。

2 将来の利用を考えた場合、当該フェンスはほとんど意味がなく、あくまでも業者の意図を達成するための手段にすぎないと考えられます。そればかりか、かえって多くの弊害を生じかねません。この問題を放置したまま市が当該道路の寄贈を受け、以降、市の道路として管理運用を続けるとするならば、市が業者の意図に加担し、その利益追求を助長するものとみなされてもやむを得ないと思われます。フェンスを撤去して細長い土地の部分もあわせて市に寄贈されるよう、強い行政指導が必要ではないのでしょうか。

以降の開発申請の受理には、小規模であっても、近隣住民に対し十分な説明を行うよう指導することが必要ではないのでしょうか。

今後の開発行為において、今回のように企業倫理に反すると思われるような行為がないことを願うものです。

昨今、大きな震災が起こるたびに絆の大切さが叫ばれておりますが、今、日本中でこの精神の涵養こそが一番大切な事柄になっているように思います。

府中市においても、「近隣の相互理解、友好の増進」が重要な課題であると存じますが、本件の処理が法律に沿っているからと、このまま看過してよいものでしょうか。

| | |
|---------|--|
| 付託する委員会 | |
|---------|--|

| | | | |
|---|------------------|-------|------------|
| 陳 情 番 号 | 9 | 受理年月日 | 平成24年8月24日 |
| 陳情人住所氏名 | | | |
| 件 名 | 災害がれきの広域処理に関する陳情 | | |
| <p>〔陳情事項〕</p> <p>災害瓦れきの受け入れは、何より地元住民の健康への影響と地元農家の風評被害を防ぐ観点から、受け入れないことを強く要望します。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>私たちは、多摩の大地と空気を環境汚染から守り、子どもたちの健やかな成長と、地域の発展、被災地支援をともに満たす道を模索する、狛江市、稲城市、府中市等、多摩地域の有志が集ったグループです。当会結成の発端は、昨年来のメンバー自身の子どもの体調不良にあります。</p> <p>メンバーの子どもらは、足の紫斑、爪の異常といった今までにない何らかの体調不良を経験しており、多摩地域でも放射能による健康被害が確実に起きていると考えています。私たちは、この健康被害が、やがて近隣市民の子女の多くにあらわれてくることを強く危惧しています。</p> <p>災害瓦れきの広域処理は被曝リスク、有害化学物質等のリスクという点からも、構成4市の未来を考える上からも根本的な問題があると考えています。</p> <p>災害瓦れきの放射能汚染の度合いについては、さまざまな議論がありますが、現にキログラム当たり数百ベクレルの放射性物質が含まれていることが国によって発表されています。クリーンセンター多摩川で10月から12月までに900トンとお聞きしております。つまり90万キログラム、先の「数百ベクレル」をかけると、数億ベクレルもの放射性物質が多摩地域の外から人為的に持ち込まれることとなります。これは、総量では原発で焼却処理している廃棄物と並ぶ放射能の量になるのではないかと思います。</p> <p>また、現状の放射能汚染検査のほとんどは、γ線核種しか対象にしておりません。強い毒性のある、放射性プルトニウム、放射性ストロンチウムなど、α線核種とβ線核種の測定をせずに安全を確保することはできません。γ線核種も検出下限値の切り上げや、測定時間短縮によっては不検出になり得ます。</p> <p>そして、放射性物質以外にも、シロアリ駆除のために使用されたヒ素を</p> | | | |

含む薬剤や、寄り分けきれなかったアスベストなどによる木造住宅などの廃材の汚染も心配です。さらに工場等が津波で流され、その汚染された海水を浴びていることによる重金属やPCBの汚染も指摘されています。これら特別管理産業廃棄物等に関して、現に女川の災害瓦れき焼却を受け入れている世田谷区の千歳清掃工場では一般ゴミと女川の災害瓦れき焼却で水銀排出基準を超えたため停止、世田谷区の世田谷清掃工場ではアスベストを検出し、清掃工場が一時停止しました。さらに練馬区、光が丘清掃工場、江戸川区、江戸川清掃工場でもアスベストが検出されています。

クリーンセンター多摩川の各種自主規制値は23区のものに比べてはいじんで2倍、硫黄酸化物も2倍とかなり緩い規制値です。クリーンセンター多摩川は23区の焼却施設と同程度の性能を有していると説明を受けておりますが、実際にはクリーンセンター多摩川より設計性能のよい洗煙システムを有する23区の子清掃工場アスベストが検出されたことに私たちは少なからずショックを受けています。

本来であればこれら特別管理産業廃棄物等が混入している可能性があり、実際に測定で検出されている状態での地方自治体によるゴミ焼却はできるものではないと考えています。

そして、もし健康被害が発生した場合、どこに責任の所在があるのかの問いかけに対し、府中市ごみ減量課は東京都との見解を示し、衛生組合の懇談会では日本政府との返答がありました。

実は地方自治体でも衛生組合内でも、まとまった見解も存在しない状態です。

健康被害が何らかの形で起こっても誰も責任を取らない状態であれば、水俣病、カネミ油症などと同じく何十年も被害者に負担を強いる不測の事態になりえます。

さらに被災地の宮城県議会では全会一致で災害瓦れきの広域処理に反対している事実もあり、本当に災害瓦れきの広域処理が被災地支援になっているのか疑問です。

たとえ排気から検出できない程度に微量の物質が放出されても、大気に希釈されるから心配しなくてよい、という意見もあります。しかしながら、微粒子は時間とともに、また雨とともに、いずれ降下し、私たちの土地を汚していきます。ごく微量であっても、確実に土地の汚染が高まっていきます。その土地とはすなわち、子供たちが駆け回る庭であり、市民の愛する地元野菜の農地です。つまり、焼却で排出され降下した放射性物質

や有害物質は、舞い上がった土ぼこりとともに肺に取り込まれ、作物とともに体内に吸収されるのです。

住民の生命、財産を守るため、また構成4市のみならず、多摩地区にいる全ての子どもたち、これから生まれてくる未来の子どもたちの命を守るため、災害瓦れきの受け入れを行わないことを強く要望します。

| | |
|---------|--|
| 付託する委員会 | |
|---------|--|

| | | | |
|---|------------------------------------|-------|------------|
| 陳情番号 | 10 | 受理年月日 | 平成24年8月28日 |
| 陳情人住所氏名 | | | |
| 件名 | 災害瓦れきの受け入れに伴い空間線量測定調査の実施回数増加に関する陳情 | | |
| <p>〔陳情事項〕</p> <p>災害瓦れき受け入れ後にクリーンセンター多摩川で予定されている週に一度の施設境界の空間線量測定に関しては少な過ぎるため、府中市で災害瓦れき受け入れ期間中は計測日・回数（時間ごと）をふやし、可能な限り毎日連続した測定を実施すること。また、結果を迅速に公開すること。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>災害廃棄物の広域処理は、重金属や化学物質等による大気汚染の危険性があり、また、焼却施設の従事者及び施設周辺の住民にとって放射性物質による被曝のリスクがあると考えられます。現在クリーンセンター多摩川の敷地境界（東西南北4カ所）で月に一度実施されている空間線量の測定は、敷地内に存在する放射性物質（ごみや灰などに含まれるもの）が出す放射線が施設外の環境に与える空間放射線量を調べるものです。災害瓦れき受け入れ後の実施回数は週に一度の頻度で予定されていますが、残りの6日に何らかの異常事態が発生しても、迅速な焼却停止は不可能であり、周辺住民は異常を知ることに対応することもできません。排ガス中の有害物質及び放射能測定も月に一度しか実施されていない現状を考えると、環境の安全性の目安となるような連続した測定の実施が望まれます。</p> <p>以上のことを踏まえ、汚染が懸念される災害瓦れき受け入れ期間中に限定すれば、高頻度の測定もコスト的に問題なく実施可能と推測できることから、周辺住民の不安解消のために空間線量測定の実施回数の増加と迅速な情報の公開を陳情します。</p> <p>住民の健康、財産を守るため、また府中市のみならず、多摩地区にいる全ての子どもたち、これから生まれてくる未来の子どもたちの命を守るために。</p> | | | |
| 付託する委員会 | | | |

| | | | |
|---|--|-------|--------------------|
| 陳 情 番 号 | 1 1 | 受理年月日 | 平成 2 4 年 8 月 2 8 日 |
| 陳情人住所氏名 | | | |
| 件 名 | 災害瓦れきの受け入れに伴うクリーンセンター多摩川 周辺土壌の放射能測定調査に関する陳情 | | |
| <p>〔陳情事項〕</p> <p>災害瓦れきの受け入れ時には、多摩市で実施しているのと同様に、焼却施設周辺の土壌調査を実施し、数値の公開を実現させること。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>災害廃棄物の広域処理は、重金属や化学物質等による大気汚染の危険性があり、また、焼却施設の従事者及び施設周辺の住民にとって放射性物質による被曝のリスクがあると考えられます。ダイオキシンによる汚染の際、焼却場の煙突から半径5キロメートルの範囲で、特に高濃度の汚染が確認されており、東京都の調停事例では、「清掃工場焼却炉煙突から半径5キロメートル以内の4カ所以上」での大気中及び土壌中の濃度の測定が求められました。放射性物質については、挙動がいまだ解明されていない点から見て、同等以上の測定をする必要があるのではないかと考えます。焼却施設周辺には、子どもが多く集まる公園、学校、幼稚園、保育園なども多く、そういった施設を利用する子どもたち及び周辺に居住する住民のために特に厳重な安全対策が求められます。放射能汚染は空間線量だけでは十分な把握ができません。土壌調査もあわせて行うことで正確な汚染の状況確認ができるのではないのでしょうか。</p> <p>現在クリーンセンター多摩川では施設周辺の土壌調査が一切実施されておらず、今後の実施も予定されていないと聞いております。一方、隣接自治体である多摩市では、住民の不安の声を聞き入れ、災害瓦れき焼却の前後で焼却施設周辺（最大着地濃度地点の4カ所）の土壌中の放射能濃度の調査が実施されたそうです。また、災害瓦れきの焼却期間中は定期的に土壌調査が実施される予定だということです。</p> <p>府中市においても、構成4市住民及び隣接市住民の不安解消のため、焼却施設周辺の土壌調査の早期実施と情報の公開を要望いたします。</p> | | | |
| 付託する委員会 | | | |

| | | | | |
|---|---|-------|--------------------|--|
| 陳 情 番 号 | 1 2 | 受理年月日 | 平成 2 4 年 8 月 2 8 日 | |
| 陳情人住所氏名 | | | | |
| 件 名 | 災害瓦れきの受け入れに伴うクリーンセンター多摩川周辺 大気中の放射能測定調査に関する陳情 | | | |
| 〔陳情事項〕 災害瓦れきの受け入れ時には、多摩市で実施しているのと同様に、焼却施設周辺の大気中の放射能濃度の測定を実施し、数値の公開を実現させること。 〔陳情理由〕 災害廃棄物の広域処理は、重金属や化学物質等による大気汚染の危険性があり、また、焼却施設の従事者及び施設周辺の住民にとって放射性物質による被曝のリスクや大気汚染による健康被害のリスクがあると考えられます。ダイオキシンによる汚染の際、焼却場の煙突から半径 5 キロメートルの範囲で、特に高濃度の汚染が確認されており、東京都の調停事例では、「清掃工場焼却炉煙突から半径 5 キロメートル以内の 4 カ所以上」での大気中及び土壌中の濃度の測定が求められました。放射性物質については、挙動がいまだ解明されていない点から見て、同等以上の測定をする必要があるのではないかと考えます。焼却施設周辺には、子どもが多く集まる公園、学校、幼稚園、保育園なども多く、そういった施設を利用する子どもたち及び周辺に居住する住民のために特に厳重な安全対策が求められます。 現在クリーンセンター多摩川の施設敷地境界（東西南北 4 カ所）で実施されている空間線量の測定は、施設内に存在する放射性物質（ごみや灰などに含まれるもの）が出す放射線が施設外の環境に与える空間放射線量を調べるものであり、これだけでは清掃工場の排ガスや放射性物質の飛散による周辺大気への影響を十分に把握することができません。施設の周辺大気中の放射能測定も府中市があわせて行うことで汚染の有無の正確な状況確認ができるのではないのでしょうか。隣接自治体である多摩市では、住民の不安の声を聞き入れ、災害瓦れき焼却の前後で、焼却施設周辺（最大着地濃度地点の 4 カ所）で大気中の放射能調査が実施されました。また、災害瓦れきの焼却期間中は定期的に大気中の放射能調査が実施される予定だそうです。 以上のことから、府中市においても、構成 4 市住民及び隣接市住民の不 | | | | |

安解消のため、焼却施設周辺の大気中の放射能調査の定期的な実施と情報の公開を要望いたします。

付託する委員会

| | | | |
|--|----------------------------|-------|------------|
| 陳 情 番 号 | 1 3 | 受理年月日 | 平成24年8月28日 |
| 陳情人住所氏名 | | | |
| 件 名 | 災害瓦れきの受け入れに伴う有害物質の調査に関する陳情 | | |
| <p>〔陳情事項〕</p> <p>災害瓦れきの受け入れ時には、東京23区で実施しているのと同様にアスベスト、PCB、ヒ素などの有害物質の定期的な測定調査を実現させること。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>災害廃棄物の広域処理は、焼却施設の従事者及び施設周辺の住民にとって、放射性物質による被曝のリスクのみならず、重金属や化学物質等による大気汚染の危険性からも大きな問題があると考えられます。東日本大震災の津波、地震、火災などにより工場や事業所が損傷を受け、重金属やPCBなどの有害化学物質の流出が起こりました。また、シロアリ駆除のために使用されたヒ素を含む薬剤やクロム・銅などの木材防腐剤を塗った柱材・角材などの流出、建物の破壊によるアスベストの飛散、流出も起きていますが、有害物質に対する測定調査は実施されていません（手作業による分別のみ）。木くず及びその他の可燃廃棄物にもこれらの有害物質が含まれている可能性があり、一般廃棄物焼却炉で焼却することの危険性が指摘されています。現に女川の災害瓦れき焼却を受け入れている世田谷の千歳清掃工場では一般ごみ・女川瓦れき焼却で排ガス中の水銀濃度が自己管理値を超えたため停止、世田谷の世田谷清掃工場では排ガス中にアスベストを検出し、清掃工場が一時停止しました。さらに練馬区、光が丘清掃工場、江戸川工場でもアスベストが検出されています。</p> <p>クリーンセンター多摩川における排ガス各種有害物質の自主規制値は、23区のものに比べてばいじんが2倍、硫黄酸化物も2倍とかなり緩い規制値です。また、クリーンセンター多摩川は23区の焼却施設と同程度の性能を有していると説明を受けておりますが、実際にはクリーンセンター多摩川より設計性能のよい洗煙システムを有する23区の清掃工場でアスベストが検出されており、クリーンセンター多摩川の集塵及び排ガス処理システムが有害物質の除去に対して万全であるとは言えません。それにもかかわらず、クリーンセンター多摩川においてアスベストなどの有害物質（定期</p> | | | |

測定項目以外のもの) の調査測定の実施が検討されていないのは、周辺住民の安全確保への努力を怠っているように思われます。

以上のことを踏まえ、市民の健康、不安を考慮し、災害瓦れき受け入れの際には23区と同様にアスベスト、PCB、ヒ素などの有害物質の測定調査を定期的の実施し、公表することを陳情します。

住民の健康、財産を守るため、また府中市のみならず、多摩地区にいる全ての子どもたち、これから生まれてくる未来の子どもたちの命を守るために。

| | |
|---------|--|
| 付託する委員会 | |
|---------|--|